

## 令和7年度第2回

### 茨城県都市計画審議会議事録

日 時 令和8年1月14日（水）午後1時30分から  
場 所 水戸市笠原町978-25  
茨城県開発公社ビル 4階 大会議室

## I 会議の日時及び場所

- 1 日時 令和8年1月14日(水)  
午後1時30分から午後2時21分まで
- 2 場所 茨城県開発公社ビル 4階 大会議室

## II 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名 別記名簿のとおり

## III 議題 別記付議案一覧のとおり

## IV 議事

- 1 議事の公開  
都計諮問第4号及び第5号についての公開が決定された。
- 2 議事録署名人の指名  
議長から議事録署名人として田中委員と赤城委員が指名された。
- 3 議案審議  
以下のとおり

---

### 【都計諮問第4号 水戸・勝田都市計画下水道の変更】

#### ○議長

それでは、本日の審議を始めたいと思います。  
都計諮問第4号「水戸・勝田都市計画下水道の変更」についてお諮りいたします。  
事務局から説明をお願いします。

---

#### ○事務局

都市計画課でございます。どうぞよろしくお願いたします。  
それでは、都計諮問第4号「水戸・勝田都市計画下水道の変更」について、ご説明させていただきます。  
資料は、付議案及び図面の1ページとなっております。説明は、A4横のスライドを印刷した資料をご用意いたしましたので、スクリーンのほうと併せてご覧ください。  
まずは、位置関係でございます。  
水戸・勝田都市計画区域は、青色で示す水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、東海村、城里町の一部の7市町村で構成され、そのうち赤色で示す東海村が、今回ご審議いただく下水道の変更箇所となります。  
こちらは、本案件の図面でございます。今回ご審議いただく「水戸・勝田都市計画下水道の変更」は、汚物処理場として都市計画決定されている東海村衛生センターを東海村公下水道のその他の施設として、新たに位置づけを行うものでございます。  
東海村衛生センターは、図面右上の赤い丸で示しており、東海村の北東部に位置する浄

化槽汚泥やし尿の処理を担っている施設でございます。

なお、公共下水道の都市計画は、一般的には市町村決定となりますが、本案件は、図面左下、青色で囲む笠松運動公園が、東海村のほか、ひたちなか市、那珂市にまたがり、その区域を含めて東海村の公共下水道の排水区域となっていることから、一つの自治体を超えた都市計画となり、県が定めることとなっております。

本日も説明する内容でございます。

一つ目、汚水処理の課題と今後の取組方針、二つ目、東海村の汚水処理、三つ目、都市計画の変更概要、四つ目、都市計画の状況の順に進めてまいります。

まず一つ目、汚水処理の課題と今後の取組方針についてご説明いたします。

こちらは、汚水処理のイメージ図でございます。

全国的にも一般家庭などから排水される生活排水の処理は、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽などにより処理されております。

一方で、汚水処理の課題も生じております。具体的には、施設の老朽化に伴う処理場や下水道管渠の更新需要の増加や維持管理費の増加、職員の減少に伴う技術職員の不足や技術力の不足、人口減少などによる下水道使用料収入の減少に起因する厳しい財政状況などが課題となっております。今後、これらの状況は、ますます加速することが想定されます。

そこで、今後の汚水処理の取組方針が示されており、執行体制の確保や経営改善により、良好な事業運営を継続するためには、様々な取組が必要とされております。

その中で、スケールメリットを生かして効率的な管理が可能となる広域化・共同化は、有効な手段の一つとされております。

こちらは茨城県の取組となります。茨城県では、汚水処理施設を最も効率的に配置して、整備や維持管理を行うため、生活排水ベストプランを策定しております。その中で、県と市町村などで連携し、汚水処理施設の統廃合などに関する広域化・共同化計画の策定を併せて行っております。

広域化・共同化の取組としては、汚水処理施設の統廃合があり、下の図に示すよう、それぞれ独立した施設で生活排水を処理している農業集落排水施設や、し尿処理施設を公共下水道に接続し、汚水処理施設を統合することで効率的な運営が期待できます。

今回の案件は、こちらの汚水処理施設の統廃合によるものとなります。

続きまして、二つ目、東海村の汚水処理でございます。

東海村の汚水処理の割合は、公共下水道が約92%、合併処理浄化槽が約3%、その他が約4%となっております。合併処理浄化槽や単独処理浄化槽、汲み取り槽から下水道への転換が進んでおります。

本案件は、赤色で囲む、し尿や汚泥を処理する東海村衛生センターを都市計画公共下水道として新たに位置づけようとするものです。

次に、東海村衛生センターの現状と課題についてご説明いたします。

まず、現状の一つ目でございます。下水道が普及し、施設に搬入して処理される浄化槽汚泥やし尿の量は、ピークの3分の1程度まで減少しております。そのため、課題としては、処理施設が過大となっていることが挙げられます。

現状の二つ目、東海村衛生センターは、竣工から30年以上経過しており、一般的な耐用年数の20年を大きく超過しております。そのため、課題としては、施設の老朽化が著しく、

緊急停止のリスクが高まっていることが挙げられます。

これら課題への対応として、一つ目、現状の処理工程を維持し、施設規模を縮小する場合、整備費と維持管理費の合計は、約17億円となります。

二つ目、処理工程を簡略化して、下水道に接続する場合、整備費と維持管理費の合計は、約12億円となります。東海村では、費用面でも有利となる二つ目の処理工程を簡略化し、下水道に接続する計画を採用することとしました。

処理工程の変更概要についてご説明いたします。

上段が現状の処理工程であり、浄化槽汚泥やし尿を受け入れ、前処理や生物処理などの後、ろ過や消毒の工程を行い、処理水は排水路を經由して河川へ放流しております。

変更後は、生物処理以降の工程は、下水道の処理施設で対応することとし、当施設では、浄化槽汚泥やし尿を受け入れ、前処理後は希釈し、下水道へ接続することになります。その結果、当施設での処理工程が大幅に簡略化され、維持管理も容易になります。

三つ目、都市計画の変更概要でございます。現在は、右の拡大図に示すように、東海村衛生センターで処理した処理水は、黒矢印のとおり、東部排水路を經由して久慈川へ放流しております。

変更後の処理水は、東海村衛生センターから赤破線で示すとおり、既設の公共下水道マンホールに接続することで、青実線の東海村公共下水道や、茶色実線的那珂久慈流域下水道の日立幹線を経由して、那珂久慈浄化センターで処理された後、太平洋へ放流されます。

こちらは、都市計画のイメージでございます。現状の東海村衛生センターは、上段のとおり、都市計画下水道とは別に、個別に汚水を処理していることから、汚水処理場として都市計画決定されております。

こちらは、変更後の都市計画のイメージでございます。変更後の東海村衛生センターは、最終的な処理をせず、公共下水道に接続する、し尿受入施設となることから、都市計画下水道として位置づけれます。

今後のスケジュールでございます。

令和7年度中の都市計画変更を見込んでおり、令和8年度には、下水道の事業認可を取得した上で改修事業に着手し、令和12年度には、改修後の施設の稼働を予定しております。

なお、改修工事中も、現在の汚物処理場は稼働を続ける必要があることから、改修後の施設が稼働した後に、東海村決定で汚水処理施設の都市計画を廃止する予定です。

最後に、四つ目、都市計画手続の状況でございます。今回の都市計画の変更に当たり、住民の皆様幅広く意見を求めるため、都市計画法に基づき、令和7年7月に都市計画の素案について閲覧期間を設けた上で、公述の申出を受けて、10月には都市計画案の縦覧及び意見書の受付を行いました。公述の申出や意見書の提出は、ございませんでした。

また、東海村に意見を求めたところ、異存はない旨の回答を頂いております。

都計諮問第4号の説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からのご質問、また、ご意見等がございましたら、お願いしたい

と思いますが、いかがでしょうか。どんな角度からでもいいと思いますけれども。  
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

非常に合理的な、効率が非常に上がる具体的な計画だと思いますので、特にご意見なければ、都計諮問第4号につきましては、原案のとおり可決ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。

異議なしと認めさせていただきまして、都計諮問第4号につきましては、原案のとおり可決といたします。ありがとうございました。

---

#### 【都計諮問第5号 古河都市計画道路の変更】

○議長

続きまして、都計諮問第5号「古河都市計画道路の変更」についてご審議いただきます。  
事務局から説明をお願いします。

-----  
○事務局

続きまして、都市計画課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、都計諮問第5号「古河都市計画道路の変更」についてご説明させていただきます。

資料は、付議案及び図面の2ページとなっております。説明は、A4横のスライドを印刷した資料をご用意いたしましたので、スクリーンと併せてご覧ください。

まず、位置関係でございます。今回、都市計画を変更する古河都市計画区域は、県の西部に位置する古河市全域となっております。

こちらは、本案件の概要図でございます。今回、ご審議いただく「古河都市計画道路の変更」は、古河市における長期未着手路線の検討結果を踏まえ、県が定める都市計画として、赤色の①横山大山線、②古河停車場線、③大堤高野線、④上大野東諸川線の4路線を変更するものでございます。

また、同時に、青色の10路線を古河市において変更いたします。

本日も説明する内容でございます。

一つ目、都市計画道路見直しの背景、二つ目、古河都市計画道路見直しの概要、三つ目、都市計画を変更する路線の概要、四つ目、都市計画手続の状況の順に進めてまいります。

まずは、一つ目、都市計画道路見直しの背景でございます。

全国的にも都市計画道路見直しの取組が進められており、国土交通省では、平成12年に都市計画運用指針を発出し、都市計画道路の必要性を検証し、その結果を踏まえ、廃止や幅員変更など適切な見直しを行うことを助言しております。

そこで、茨城県では、計画決定から20年以上経過して未着手である長期未着手の都市計画道路について、計画の存続、変更、廃止の方向性を判断するための考え方や手順などを示すことを目的として、平成18年に茨城県都市計画道路再検討指針を策定し、運用してまいりました。

こちらは、県内の状況でございます。

都市計画道路の整備状況は、都市計画決定、約2,677キロメートルのうち、整備延長は約1,801キロメートル、未整備延長は約875キロメートルであり、整備率は約67%となっております。

また、市町村における見直しの実施状況は、22市町がこれまでに見直しが完了しており、7市が見直し中となっております。

今般、古河市における見直しの調整が整いましたので、本日お諮りするものでございます。

二つ目、古河都市計画道路見直しの概要でございます。

古河市のまちづくりの方向性でございます。古河市の人口は、平成12年の約14万6,000人をピークに減少局面に入っております。このような人口動向を踏まえ、古河市では、コンパクトシティの形成を目指すため、平成31年に都市計画マスタープランを改定し、併せて立地適正化計画を策定しております。

改定された古河市都市計画マスタープランでは、都市計画が目指すまちづくりの方針が示されており、にぎわい・安らぎのある拠点形成と安全な暮らしの実現、1核1拠点構造による集約連携型コンパクトシティを目指すこととされております。

また、交通体系の基本方針では、長期未着手路線を含む未整備路線については、その優先順位を見極めながら、都市計画道路の見直しについて検討していくこととされております。

また、古河市において都市経営の全体構造を見直し、コンパクトで持続可能なまちづくりを目的として策定された立地適正化計画では、赤色で染めた居住を誘導する居住誘導区域、青色の斜線で示す商業や医療、金融、文化機能など、都市機能を増進する施設の立地を誘導する都市機能誘導区域が設定されております。

左の図面、緑色で示すご審議いただく4路線については、全て、これら居住誘導区域や都市機能誘導区域に関連する路線となっております。

今回の変更は、主にこれら居住誘導区域や都市機能誘導区域において、都市計画道路の整備による住宅や店舗の移転などへの影響を少なくしようとするものでございます。

このような古河市都市計画マスタープランや立地適正化計画で目指すまちづくりを踏まえ、県の都市計画道路再検討指針に基づき、古河市において都市計画道路の見直しを実施いたしました。

古河市内の都市計画道路、全38路線のうち、整備済みである14路線を除き、都市計画決定から20年以上経過している24路線を対象に、上位計画などにおける路線の位置づけや道路機能の検証などを総合的に評価し、問題がないことを確認した結果、10路線を存続し、

14路線を変更することとなりました。

続きまして、三つ目、都市計画を変更する路線の概要でございます。

まず一つ目の路線、3・4・2号、横山大山線でございます。

こちらの路線は、古河駅の西部、国道4号と並行する延長約7,200メートルの路線でございます。

変更の内容は、都市計画としては未整備である区間、約1,530メートルの幅員を18メートルから12メートルに変更するものでございます。併せて、車線数を2と定めるものでございます。

こちらは現道の写真でございます。現道の車道は、現計画の幅員を確保できておりますが、歩道がない区間もございます。現在の都市計画は、黄色の破線で示す18メートルの幅員であり、現道を両側におおむね2メートルから3メートル拡幅する計画となっております。

この結果、古河市が誘導を図ろうとしている住宅や店舗などの移転が生じることとなります。

これらのことから、古河市が進めるコンパクトなまちづくりを目指し、両側歩道を確保しながらも、拡幅の影響が少なくなるよう、18メートルの計画幅員から、現道の10.5メートルの幅員に近い、12メートルへと変更するものでございます。

次に、二つ目の路線、3・3・8号、古河停車場線でございます。

こちらの路線は、古河駅西口のアクセス道路であり、古河駅から渡良瀬川を渡河する三国橋付近までの約1,420メートル、現在の三国橋大聖院線でございます。

変更の内容は、先ほどの都市計画道路、横山大山線から西側の都市計画としては未整備である区間、約1,140メートルの都市計画を廃止し、存続区間の名称を古河停車場線に改めた上で、起点と終点を変更するものでございます。併せて、車線数を2と定めるものでございます。

こちらは現道の写真でございます。現道の車道は、現計画の幅員を確保できておりますが、歩道がない状況でございます。現在の都市計画は、黄色の破線で示す18メートルの幅員であり、現道を両側におおむね5メートル拡幅する計画となっております。

この結果、古河市が誘導を図ろうとしている住宅や店舗などの移転が生じることとなります。

また、現道の沿道には、国登録有形文化財など歴史的な建造物も残されており、古河市では、居住や都市機能を集約してコンパクトなまちづくりを目指すとともに、歴史的な街並みを保全、活用していくことも検討すると聞いております。

これらのことから、黄色で示す都市計画としては未整備である区間、約1,140メートルの都市計画を廃止するものでございます。

なお、赤色で示す古河駅西口から都市計画道路横山大山線までの約280メートルは存続し、古河停車場線に名称を変更するとともに、起点と終点を変更するものでございます。

なお、存続区間の幅員の変更はありませんが、廃止する区間の18メートルが標準的な幅員として都市計画決定されていたことから、都市計画の幅員を18メートルから存続区間の22メートルに変更いたします。

続きまして、三つ目、3・4・19号、大堤高野線でございます。

こちらの路線は、国道4号、大堤交差点から配電盤茨城団地や北利根工業団地を經由し、新国道4号、高野交差点付近までの約6,830メートルの路線でございます。

変更の内容は、都市計画としては未整備である区間、約1,190メートルの幅員を18メートルから14メートルに変更するものでございます。併せて、車線数を2と定めるものでございます。

こちらは現道の写真でございます。現道は、センターラインがなく、歩道もない状況でございます。

右側は、航空写真であり、今回、変更する区間は黄色で示しております。

変更対象区間のほとんどはバイパス区間となっております。現道の沿道は、立地適正化計画における居住誘導区域となっており、現道の安全性向上の観点からも、早期のバイパス整備が求められております。

そこで、効果的、効率的な事業推進を目指し、赤色で示すとおり、幅員を縮小いたします。

具体的には、現在の計画幅員18メートルから14メートルに変更いたします。

最後に、四つ目の路線3・5・27号、上大野東諸川線でございます。

こちらの路線は、新国道4号上大野東交差点から旧三和町の市街地を通過し、尾崎橋付近までの延長、約3,140メートルの路線でございます。

変更の内容は、都市計画としては未整備である全線を4車線から2車線に変更し、幅員を25メートル及び30メートルであったものを14.5メートルに変更するものでございます。併せて、車線数を2と定めるものでございます。

なお、幅員の変更に伴い、都市計画の番号を3・2・27号から3・5・27号に変更いたします。

こちらは現道の写真でございます。現道の車道は、現計画の幅員を確保できておりますが、2車線であり、歩道は非常に狭い箇所や未設置の箇所もございます。

現在の都市計画は、4車線の25メートル及び30メートルの幅員であり、市街地部では現道を両側に10メートル程度、拡幅する計画となっております。

この結果、古河市が誘導を図ろうとしている住宅や店舗などの移転が生じることとなります。

また、古河市全体で将来の交通量推計を実施したところ、変更区間の交通量は、令和12年度で1日当たり約1万700台との結果となりました。都市部の一般国道の基準では、1日当たり1万2,000台以下は2車線となっており、交通量推計からは2車線の計画となります。

これらのことから、4車線の計画を2車線に変更し、25メートル及び30メートルの幅員を14.5メートルに変更するものでございます。

続いて、古河市決定の関連案件について、概要をご説明いたします。

こちらの図面、青色の実線及び破線の①から⑩までの10路線を変更いたします。青い実線が幅員などを変更する路線、青い破線が廃止する路線となっております。

市決定分の10路線の変更について、昨年12月23日に古河市の都市計画審議会を開催し、審議した結果、原案のとおり可決となっております。

最後に、都市計画手続の状況でございます。

今回の都市計画の変更にあたり、住民の皆様に広く意見を求めるため、都市計画法に基づき、令和7年8月から9月にかけて、都市計画の素案について閲覧期間を設けた上で、公述の申出を受け、11月には都市計画案の縦覧及び意見書の受付を行いました。公述の申出や意見書の提出はございませんでした。

また、古河市に意見を求めたところ、異存はない旨の回答を頂いております。

都計諮問第5号の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、皆様からの質問等、また、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。A委員いかがですか。

お願いします。

○A委員

総合的に見て、これは非常に重要などいいますか、交通量があまりないところをそんなに造らなくていいと。これが非常に方向性としては結構なことかなと思います。

1点だけ、本日のご説明の中で、道路用地にあるところで移転があると、立地適正化計画の中でのコンパクトといいますか、人口密度が減ってしまうというような趣旨のご説明のように聞こえたのですね。これは道路の線の中にある住宅がなくなってしまうと、それは人口密度が減りますけれども、立地適正化計画の場合は、それが沿道の遠くないところに移転するという、それは本来の形ですので、道路の上にこれまであった家がなくなってしまうのが、立地適正化計画から見ると、よくないですよと言われてしまうのは、ちょっと違うかなとは思いました。コメントです。

○議長

事務局いかがですか。

○事務局

委員のご質問にお答えいたします。

A委員おっしゃるとおり、移転された方々が、またその立地適正化計画に基づく範囲の中に移転いただければ、コンパクトなまちづくりというところには反しないということでございます。

一方で、古河市の駅周辺など、現状を見ますと、非常に移転先も少ないという状況もございまして、少しでも今の場所で居住や商業を営んでほしいというのが古河市の考えでございます。

ですので、A委員のおっしゃるとおり、これが全て立地適正化計画に反するかということ、そういったことではなく、今後のまちづくり、少しでも皆さんに、まとまってコンパクトにお住まいになっていただきたい、さらには、沿道の商業なども、今なかなか寂しい状況になってしまっているのはいるのですけれども、今後もここで、そういった商業、営みをしてい

ってほしいという古河市の強いまちづくりに対するご意向もございますので、そういったことから、今回この4路線については、変更するというを県としても判断したというところでございます。どうもありがとうございました。

○A委員

ありがとうございます。

○議長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、都計諮問第5号につきましては、原案のとおり可決ということ  
でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。

ご意見なしということで、都計諮問第5号につきましては、原案のとおり可決とさせていただきます。

---

○議長

以上で審議は終了となります。

都計諮問第4号及び第5号につきまして、原案のとおり可決とし、本日付をもって知事に答申いたします。

それでは、本日の議事審議につきましては、以上でございます。

---

令和7年度第2回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組 織	職 名	氏 名	出 欠
学 識 経 験 の あ る 者	弁護士	田 中 美 和	出席
	茨城大学大学院教授	平 田 輝 満	欠席
	筑波大学教授	藤 井 さやか	欠席
	茨城大学大学院名誉教授	山 田 稔	出席
	一級建築士	濱 中 本 子	出席
	いばらき農業委員会 女性協議会副会長	赤 城 美 子	出席
	茨城県商工会議所連合会 副会長	中 川 喜久治	出席
	茨城県バス協会会長	任 田 正 史	欠席
	NPO法人日本防災士会 会員	益 子 さや子	出席
	国立環境研究所社会シス テム領域主幹研究員	金 森 有 子	欠席
市町村長を 代表する者	守谷市長	松 丸 修 久	出席
県 議 会 の 議 員	茨城県議会議員	飯 塚 秋 男	出席
	茨城県議会議員	細 谷 典 幸	出席
	茨城県議会議員	田 山 東 湖	欠席
	茨城県議会議員	川 津 隆	出席
	茨城県議会議員	石 井 邦 一	欠席
市町村の議 会の議長を 代表する者	水戸市議会議長	袴 塚 孝 雄	出席
関係行政機 関の職員	関東農政局長	菅 家 秀 人	出席(代理 農村振興部農村計画 課長 野中 泰史)
	関東地方整備局長	橋 本 雅 道	出席(代理:常陸河川国道事務所 副所長 川村 英明)

出席 13 名	} 19 名
欠席 6 名	

令和7年度第2回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問 番号	題 名	決定 機関	計 画 内 容
4	水戸・勝田都市計画 下水道の変更	茨城県	東海村公共下水道 その他の施設の変更（し尿受入施設の追加）  (東海村)
5	古河都市計画 道路の変更	茨城県	3・4・2号横山大山線ほか3路線の変更  (古河市)
	計2件		